

# 消防団応援の店募集開始!

平成 28 年度

大津市、彦根市、近江八幡市、草津市、守山市、  
栗東市、野洲市、高島市、日野町 で募集を開始します!

## 滋賀県消防団応援の店事業とは?

地域のお店・事業所に「消防団応援の店」として登録いただき、「消防団員カード」を提示した団員およびその家族に対して、優遇サービスを提供していただくことで、地域の安全・安心のために活動している消防団を応援するという事業です。

地域をあげて消防団を応援する気運を盛り上げるとともに、消防団活動に対する理解の促進を目的として、平成 28 年度から、大津市、彦根市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、高島市、日野町において事業を開始し、順次、範囲を県内全域に拡大していきます。

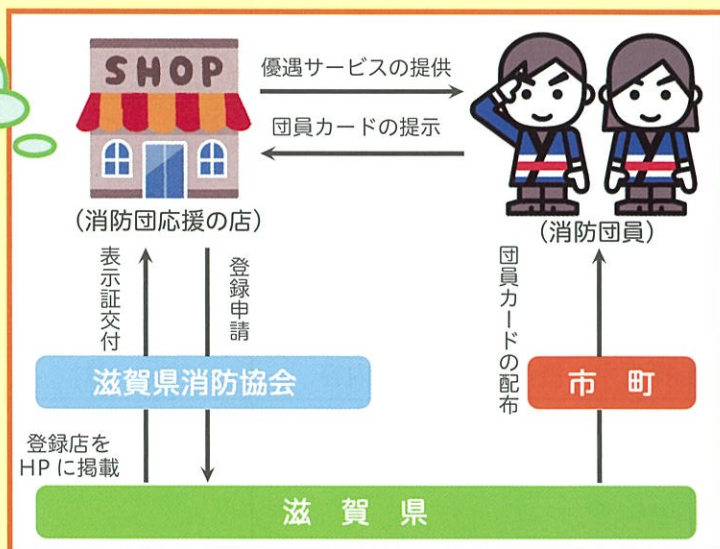
「消防団応援の店表示証」を  
掲出することによるイメージアップ、  
また、集客拡大・新規顧客獲得に  
つながります!

### < 優遇サービス例 >

購入金額の 5% 割引、ライス大盛り無料  
ドリンク 1 杯無料、ポイント 2 倍、粗品進呈 等

### < 対象店・事業所例 >

飲食店、理髪店・美容院、クリーニング店、  
日用品販売店、スポーツ用品店、家電販売店、  
薬局、洋服店、給油所、宿泊施設 等



【消防団員カード】(見本) 【消防団応援の店表示証】(見本)



## 消防団応援の店に登録するには?

消防団を応援していただけるお店・事業所は、裏面の「滋賀県消防団応援の店登録申請書」に必要事項をご記入のうえ、(公財)滋賀県消防協会あて郵送またはファクシミリでご提出ください。

登録されますと、「消防団応援の店表示証」(ステッカー)をお送りいたしますので、店頭などに掲出ください。また、登録内容については、滋賀県のホームページ等で公表させていただきます。

### 【お申し込み・お問い合わせ先】

公益財団法人 滋賀県消防協会

〒520-0044 滋賀県大津市京町四丁目 3-28

TEL: 077-522-1965 FAX: 077-526-1039

### 【事業実施主体】

滋賀県総合政策部

防災危機管理局 消防・保安係

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1-1

TEL: 077-528-3433 FAX: 077-528-6037

# 滋賀県消防団応援の店登録申請書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

申請者 住 所

氏 名

(法人にあっては、名称、代表者の氏名および主たる事業所の所在地)

滋賀県消防団応援の店の事業の趣旨に賛同し、次のとおり消防団応援の店の登録を受けたいので、滋賀県消防団応援の店実施要綱第4条第1項の規定により申請します。

|   |   |  |  |
|---|---|--|--|
| ふりがな  |   |  |  |
| 事業所(店舗等)名称  |   |  |  |
| 事業所(店舗等)の所在地  | 〒 -   |  |  |
| 事業所(店舗等)の電話番号   |   | 定休日  |  |
| 営業時間  | 時 分 ~ 時 分   |  |  |
| 提供する優遇サービスの内容   | 対 象   | 備 考(任意)  |  |
| (記入例)<br>・購入金額の5%割引<br>・ライス大盛り無料<br>・ドリンク1杯無料<br>・ポイント2倍<br>・粗品進呈 等 | (記入例)<br>・団員カード提示者<br>・団員のみ<br>・団員および家族<br>・団員を含む団体全員<br>・団員1名につき、同伴者2名まで 等 | (記入例)<br>・団員の家族が団員カードを提示した場合もサービスを提供する。<br>・一部商品は除く。<br>・一人1,000円以上の飲食に限る。<br>・他のサービス券との併用不可。<br>・土日祝日は除く。 等 |  |
| <b>&lt;担当者連絡先&gt;</b><br>ふりがな<br>担当者氏名： 電話番号：                       |   |  |  |

\*太枠内に記入いただいた事項は、県のホームページ等に掲載させていただきます。  
\*消防団応援の店登録申請の受付は、(公財)滋賀県消防協会に委託しております。下記まで郵送・ファクシミリでお申し込みください。

<申込先> 〒520-0044 滋賀県大津市京町四丁目3-28

公益財団法人滋賀県消防協会

電話：077-522-1965 FAX：077-526-1039

受 付 欄